

航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○航空法の一部を改正する法律（平成二十三年五月二十五日法律第五十号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十一条の二の次に見出し及び二条を加える改正規定、第三百三十四条第一項及び第四百五条の三第二号の改正規定、第五百十条の改正規定（同条第一号の二の改正規定を除く。）並びに第六十二条の改正規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。